

豊川市監査公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年3月26日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男
同	富 田 潤

別紙

定期監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

上下水道部下水管理課・下水整備課

2 監査の範囲

平成29年4月1日～平成31年1月25日

3 監査の実施期間

平成30年12月7日～平成31年1月25日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

市内に4箇所ある農業集落排水処理場の施設維持管理業務委託において、事務の効率化の観点から、汚泥運搬業務を含めることを検討されたい。

イ 改善事項

不明水対策において、下水管と地下水等の管や排水設備との誤接続に関する調査を行い、不明水を減少させるよう事務を改善されたい。

(3) 意見等

下水道事業会計が平成31年4月1日から公企業会計へ移行するために豊川市下水道事業地方公営企業法移行業務委託をしているが、当該委託の業務仕様書第13条に基づく完了検査を適正に行い、滞りなく移行作業を終えるよう努められたい。